

# 特殊健康診断 | 有機溶剤健康診断

## 実施すべき時期

法令で定められた有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則第1条第6項)に従事する労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置替え時、およびその後6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

## 実施する項目

1. 業務歴の調査
2. 医師による診断
  - a. 溶剤による既往歴の調査
  - b. 溶剤による自覚症状および他覚症状の調査
3. 自覚症状、他覚症状の有無の検査
4. 尿中の蛋白の有無
5. 尿中の溶剤の代謝物の量
6. 肝機能検査 [AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP]
7. 貧血検査[赤血球、血色素量(ヘモグロビン)]
8. 眼底検査

※4~8の項目は取扱いの溶剤により異なります。

※その他、医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目があります。

## 料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
有機溶剤健康診断	[基本健診] 尿中の蛋白の有無、医師診察	¥2,200
	[代謝物検査] 1物質につき	¥3,300~
	[肝機能検査] AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP	¥1,320
	[貧血検査] 赤血球数、血色素量(ヘモグロビン)	¥990
	[眼底検査] 両眼	¥1,100

## 基本検査のみ実施

有機溶剤名	有機溶剤名
アセトン	テトラヒドロフラン
イソプロピルアルコール	1-ブタノール
イソプチルアルコール	2-ブタノール
エチルエーテル	メタノール
酢酸イソブチル	メチルエチルケトン
酢酸イソプロピル	メチルシクロヘキサノール
酢酸イソペンシル	メチルシクトヘキサン
酢酸エチル	メチルブチルケトン
酢酸ブチル	ガソリン
酢酸プロピル	石油エーテル
酢酸ペンシル	石油ナフサ
酢酸メチル	石油ベンジン
シクロヘキサン	テレピン油
シクロヘキサノール	ミネラルスピリット
ジクロルメタン	

## 尿中の代謝物・その他検査が必要な溶剤

有機溶剤名	尿中の代謝物・その他検査
トルエン	馬尿酸
キシレン	メチル馬尿酸
ノルマルヘキサン	2.5-ヘキサンジオン
1.1.1-トリクロロエタン	トリクロロ酢酸
N-メチルホルムアミド	N・N-ジメチルホルムアミド／肝機能検査
クロロホルム	肝機能検査
1.4-ジオキサン	
1.1.2.2-テトラクロロエタン	
エチレングリコール	貧血検査
モノエチルエーテル	
エチレングリコール	
モノブチルエーテル	

※上記以外の有機溶剤に関してはお電話にてご対応させていただきます。

※お問い合わせの際はご利用の有機溶剤をお伝えください。

※追加検査等により健診の費用が変わりますのでご了承ください。